

県北広域振興局長告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月8日

県北広域振興局長 米 内 靖 士

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200172	多機能型事業所きらぼし	二戸郡一戸町中山字大塚265 番地20	特定非営利活動法人きらぼし	令和8年9月1日